

令和3年1月14日

所 属	公園維持課	スポーツ推進課
所属長	武本 哲也	荻田 昭憲
電 話	06-6489-6531	06-4950-0406

緊急事態宣言に伴う屋内運動施設（総合体育館、各地区体育館等）の利用制限について

令和3年1月13日に緊急事態宣言が発出されましたが、それに伴い緊急事態宣言期間中は、午後8時以降の施設利用を控えていただきますようお願いいたします。なお、予約キャンセルした場合は、使用料の還付を受けることができます。

また、緊急事態宣言期間中においては、新たな午後8時以降の利用予約は受付しないとともに、トレーニング室及び屋内プールは午後8時までの利用とさせていただきます。

1 対象施設

屋内運動施設（総合体育館、各地区体育館、屋内プール）

2 緊急事態宣言期間中の対応

- ・午後8時以降の利用自粛への働きかけ
- ・午後8時以降の新規利用予約の中止
- ・午後8時以降のトレーニング室及び屋内プールの利用中止

以 上